

フランスにおける連帯ファイナンス

〔要 旨〕

- 1 連帯ファイナンスとは、金融面での利益と同様に、社会的な利益を求める組織による資金供給をさす。フランスにおいては、1970年代から80年代の間に増大した失業者の雇用創出のための活動のなかで、連帯ファイナンスの先駆的なイニシアティブが登場した。
- 2 連帯ファイナンス専門に活動する組織（連帯ファイナンス機関）は、協同組合やアソシエーションなど様々な法的形態をとるが、おもな資金供給先は、長期的な失業者等困難な状況にある人の就業支援や雇用創出、経済的、社会的な問題で住宅を見つけることが困難な人たちへの住宅の提供、有機農業、環境、文化等に関連するプロジェクト、発展途上国におけるプロジェクトの4つである。フランスでは銀行免許の取得が困難であるため、連帯ファイナンス機関は一般の銀行と提携して業務を行うことが多い。
- 3 連帯ファイナンスに携わる組織の多くは、フィナンソル（FINANSOL）というアソシエーションに加盟している。フィナンソルは97年に一般の金融商品から連帯のための貯蓄商品を区別するため、連帯貯蓄商品の認定制度を作った。連帯貯蓄商品として認定されるためには、総額の10%以上を連帯プロジェクトに融資するか、あるいは預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付すること、様々な情報を利用者に知らせることが必要である。06年1月末現在、フィナンソルが連帯貯蓄商品と認定している貯蓄商品は48商品ある。
- 4 04年末の連帯貯蓄ラベル認定商品の利用者数は約13万人、同貯蓄残高は6億1,300万ユーロであり、この資金は1万3,500人の雇用、困難な状況にある800家族のための住宅、国内における428の環境や文化に関するプロジェクト、発展途上国の92万1,000件のマイクロクレジットに供給された。近年連帯貯蓄商品の利用が急増しているが、これは従業員貯蓄制度が改正されたことにより制度を通じた利用が増えたことが影響している。
- 5 フランスの連帯ファイナンスの特徴としては、フィナンソルというアソシエーションが大きな役割を發揮していること、連帯貯蓄商品の認定制度が設けられていること、連帯ファイナンス機関と既存金融機関等との提携が行われていることが挙げられる。

目 次

はじめに

1 連帯ファイナンスの現況

(1) 連帯ファイナンスとは

(2) 連帯ファイナンスの登場

(3) 概況

(4) 連帯ファイナンス機関と 銀行とのパートナーシップ

(5) フィナンソルの活動

2 連帯ファイナンスの具体的な事例

(1) ネフ

(2) クレディ・コーペラティブ

(3) FEBEA

3 連帯ファイナンスをめぐる動き

(1) 利用者数，残高

(2) 従業員貯蓄制度の改正

(3) 貯蓄・投資に対する税制優遇

(4) 関心の高まり

おわりに

はじめに

本誌2004年6月号で、「金融面での利益と同様に，社会的な利益を求める組織による資金供給」のヨーロッパにおける動向を紹介した。欧州評議会では，こうしたイニシアティブの振興をはかることによって，社会的結束を強め，最も弱い立場にあり様々な不利益を被っている個人やコミュニティに対する保護や支援を行うことができると考えている。^(注1) 欧州評議会は04年に46の加盟国の実態調査を行ったが，その結果によれば，調査に回答した30か国のうちの70%（加盟国の45.6%に相当）では，何らかのイニシアティブが存在する。^(注2)

このことから，社会的な利益を追求する金融イニシアティブはヨーロッパでは広範に存在していることが分かるが，本稿では国内でネットワーク組織が形成され，ある程度セクターとしての存在が明確である

フランスをとりあげる。05年にフランスでヒアリング調査を行う機会を得たので，その内容を踏まえながら，フランスの特徴について検討してみたい。

（注1）Harrison（2004）p.79

（注2）Council of Europe “Findings of the Questionnaire on Ethical Finance, Fair Trade and Responsible Consumption” より集計

1 連帯ファイナンスの現況

(1) 連帯ファイナンスとは

筆者は，前掲論文では「金融面での利益と同様に，社会的な利益を求める組織による資金供給」を指すのに「ソーシャル・ファイナンス」という言葉を利用した。ブラウンとトーマスは，「ソーシャル・ファイナンス（social finance）」「連帯ファイナンス（solidarity finance）」「倫理的ファイナンス（ethical finance）」を含む類似の用語について，指す内容の範囲によって使い分け

ることもあるが、同一の内容でも国によって使う言葉が違ふこともあると整理している。^(注3) フランスでは、ソーシャル・ファイナンスよりも連帯ファイナンスを用いるのが一般的という状況を踏まえ、本稿では連帯ファイナンスを用いることとする。

(注3) Brown & Thomas (2005) p.8-9

(2) 連帯ファイナンスの登場

フランスにおける連帯ファイナンスの先駆的なイニシアティブは、70年代から80年代の間に登場しはじめたとされる。^(注4) 当時、深刻な経済危機により失業者が増加したが、特に北部の工業地帯では炭鉱の閉鎖等により失業率が極めて高かった。失業者を雇用して事業を行うアソシエーションが設立されるなかで、それを資金的にサポートする連帯ファイナンスのイニシアティブが形成された。

連帯ファイナンスの論理は、金融セクター、特に銀行セクターは、デフォルトのリスクが高いことが想定される活動への融資や、管理コストが高い業務の遂行を避けようとしており、その役割を十分に果たしていないという考えに立脚している。^(注5) これに対して、連帯ファイナンスのイニシアティブは、社会的な目的をもって活動する組織と、それを支援しようとする貯蓄者との間の仲介役としての機能を果たす。貯蓄者の寄付、あるいはボランティアの貢献等を活用することによってコスト削減が可能になるが、こうした資源を得るためには、活動が倫理的なものであることを情報公開する

ことが重要である。

(注4) Bourguinat (2005) p.10

(注5) Inspection Generale des Finances (2002) p.10

(3) 概況

連帯ファイナンスに携わる組織の多くは、フィナンソル (FINANSOL) というアソシエーションに加盟している。フィナンソルの活動については後述するが、現在24の金融機関が会員として加盟している (第1表)。

そのうちの19機関は、連帯ファイナンス専門に活動している (以下、これを「連帯ファイナンス機関」という)。これらの組織は、協同組合、アソシエーション、投資組合など様々な法的形態をとるが、いずれも銀行免許を取得していない。資金供給の対象とする分野は、大きく分けて、長期的な失業者等困難な状況にある人の就業支援や雇用創出、経済的、社会的な問題で住宅を見つけることが困難な人たちへの住宅の提供、有機農業、環境、文化等に関連する画期的な連帯プロジェクト、発展途上国におけるプロジェクトの4つである。フィナンソルに加盟している連帯ファイナンス機関は、就業支援や雇用創出のためのプロジェクトに資金供給するものが多いが、これはフランスで失業が長期的な社会問題となっていることを反映しているとみられる。

第1表 フィナンソルに加盟している金融機関

	組織名	主な資金供給先 / 説明
連 帯 フ ァ イ ナ ン ス 機 関	Adie	就業支援・雇用創出
	Alsace Finances Solidaires	就業支援・雇用創出
	Autonomie et Solidarite'	就業支援・雇用創出
	Caisse Solidaire Nord-Pas de Calais	就業支援・雇用創出
	Caisse Solidaire Franche Comte'	就業支援・雇用創出
	Cigales	画期的な連帯プロジェクト
	France Active	就業支援・雇用創出
	France Initiatives Re'seau	就業支援・雇用創出
	Garrigue	画期的な連帯プロジェクト
	Habitat et Humanisme	社会的な住宅
	Habitats Solidaires	社会的な住宅
	I des	就業支援・雇用創出
	IES	就業支援・雇用創出
	La Nef	多様な連帯プロジェクト
	Love Money pour l'Emploi	就業支援・雇用創出
	Oikocredit	途上国の発展プロジェクト
	Racines	就業支援・雇用創出
	Sidi	途上国の発展プロジェクト
	Sifa	就業支援・雇用創出
一 般 金 融 機 関	Caisse d'Epargne Ixix AM	貯蓄銀行グループのアセット マネジメント会社
	Caisse des dépôts et consignations	預金供託公庫(公的金融機関)
	Crédit Coopératif	クレディ・コーペラティブ (協同組合銀行)
	Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル (協同組合銀行)
	Macif Gestion	共済組合Macifの子会社

資料 フィナンソルのホームページ, Borometreを参考に作成

(4) 連帯ファイナンス機関と銀行との パートナーシップ

オランダのトリオドス銀行やイタリアの倫理銀行が、銀行免許を取得して業務を行っているのとは対照的に、フランスでは、新しく設立した金融組織が銀行免許を取得することは難しい。銀行でなければ、決済等のサービスや短期の預金商品を提供することができないため、ネフ、ノール・パ・ド・カレ連帯金庫はクレディ・コーペラテ

ィフと、ADIEはクレディ・ミュチュエル等と提携している。フィナンソルには、連帯ファイナンス機関と提携する金融機関や、商品の一部として連帯貯蓄商品を扱う一般の金融機関も加盟している。第1表に掲載した5つの金融機関のうち4つは、99年に協同組合銀行化した貯蓄銀行等の協同組合銀行、共済組合、あるいはその子会社である。

(5) フィナンソルの活動

フィナンソル(FinanceとSolidarityが名前の由来)は、95年に設立されたアソシエーションで、会員になるためにはフィナンソルの理事会による審査を受ける必要がある。フィナンソルの活動目的は、連帯ファイナ

ンスシステムと社会、連帯のための貯蓄の実践を市民に知らせること、セクターについての政府や当局の認知度を高め、インセンティブのある法的枠組みを作るよう交渉すること、リサーチや教育を行ってセクターを強化すること、メンバーにサービスを提供することの4つである。

具体的な活動の一つとして、フィナンソルは、97年に一般の金融商品から連帯のための貯蓄商品を区別し、預金者、投資家に

安心して利用してもらうためのラベルを作った。このラベルは、ラベル認定委員会が「連帯貯蓄」として認定できる商品の基準を定め、基準をクリアした商品に与えられる。ラベル認定委員会は、NPO、労働組合等から選出される市民社会の代表によって構成されており、フィナンソルからは独立して運営される。審査は2項目から成り、「連帯」については、総額の10%以上を連帯プロジェクトに投融資するか、あるいは預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付すること、「透明性」については、一定の情報を利用者に知らせることが要件である。

ラベルの認定は、フィナンソルの会員以外の連帯ファイナンス機関や一般金融機関の商品も受けることができる。認定商品が適切に運用されているかは、ラベル認定委員会が各金融機関に必要な資料を徴求し、定期的にチェックしている。

06年1月末現在、フィナンソルが連帯貯蓄と認定している貯蓄商品は、48商品ある。

2 連帯ファイナンスの具体的な事例

連帯ファイナンスに携わる組織の具体的な事例として、連帯ファイナンス専門に活動するネフと、ネフと提携しているクレディ・コーペラティブを紹介する。

(1) ネフ

a 概況

ネフ（NEF）という名前は、Nouvelle Économie Fraternelle（新しい友愛経済）の略で、シュタイナー思想に由来する。79年に、数人の人々が資金を可能な限り透明な方法で循環させることをめざして、アソシエーションを設立した。87年に協同組合になり、翌年にはフランス中央銀行から金融協同組合としての認可を得たが、銀行免許は持たない。倫理、透明性、連帯の3つを活動の原則としている。

ネフの04年末の職員数は24人で、前年から3人増加した。組合員数は1万1,315人となり、前年比25%増加した。出資金は721万ユーロ（約10億^(注6)円）、長期預金残高2,200万ユーロ（約31億円）、貸出金残高は2,247万ユーロ（約31億^(注7)円）で、それぞれ前年比15%、20%、22%増加した。

b 貯蓄商品

ネフで利用できる貯蓄商品は、出資と長期の預金である。出資は、1口30ユーロを最低3口する必要がある。出資には2種類あり、B出資にはA出資よりも有利な配当がつく。ただし、B出資を保有するためには、1口につき最低5口のA出資を保有していなければならない。配当率は総会で決まり、A出資の場合は最大でインフレ率と同水準とすることができるが、これまではずっと0%であった。B出資の配当は、最大でA出資プラス2%まで可能で、年によって水準は異なるが04年度に初めて2%と

なった。出資の額によらず、総会での投票権は1人1票である。

長期預金は、最低25か月は引き出し不可能で最大預入期間は10年である。金利水準は0%から最大までの間で選択し、引き下げた分を寄付することができる。例えば、「自然預金」の場合は、WWFフランス（世界自然保護基金のフランス支部）等の7つの組織から寄付する先を選択することが可能である。預金は組合員でなくても利用することができる。ネフによれば、寄付の対象となる各組織は受け身で寄付を待つだけでなく、自らのネットワークを通じて支援者や関心のある人に積極的にネフの預金口座を推進している。

ネフは、銀行ではないため長期預金以外の金融商品や決済等のサービスを提供することができないが、提携しているクレディ・コーペラティブが普通預金口座と貯蓄預金口座を提供している。普通預金口座は、無利子で、現金の出し入れが自由、小切手やクレジットカードの決済に利用できる。貯蓄預金口座は、カードや小切手の決済には利用できないが1.5%の金利がつく。これらは、実際にはクレディ・コーペラティブの口座であるが、ネフの顧客用に特別に作られたもので、クレディ・コーペラティブのインターネットバンキングで利用可能である。貯蓄預金口座の金利水準が相対的に低いのは、この口座に預け入れられた資金はネフの組合員への融資の原資になるからである。また、預金者は金利をネフに寄付することも可能である。

出資を含め、上記のネフのすべての貯蓄商品は、連帯貯蓄商品のラベルの認定を受けている。04年1年間に預金金利から寄付された総額は、12万ユーロ（約1,680万円）であった。

c 融資

ネフの貸付の対象は協同組合、アソシエーション等法人形態をとる組織か、職人、農業者等の個人事業主のみであり、一般の個人貸付は行わない。借入の際には、借入額の1%に相当する出資を行う必要がある。貸付を行う分野は、環境保護（有機農業、環境保護、代替エネルギー、地域工芸等）、社会的、連帯をベースとする発展（ソーシャル・ハウジング、排除に対する活動、農村発展、国際的な連帯等）、人間的・文化的発展（革新的な教育方法、個人の発展、健康、芸術、文化へのグローバルなアプローチ）に限られる。一部の融資は、クレディ・コーペラティブと共同で行っている。

ネフの04年中の貸出金新規実行件数は162件、約800万ユーロ（約11億円）であったが、これらの融資先の名称、住所、金額、期間と組織の概要・活動内容・資金用途は、アニュアルレポートに短い文章で記載されている。融資先の活動内容は、ネフのホームページでも閲覧できる。^(注8)

融資先の一つである「リュシーの菜園」（Les jardins de Lucie）は、モン・デュ・リヨネに01年に設立されたアソシエーションである。農産物のバイオ生産を通じて困難な状況にある人々を社会や雇用市場に入っ

ていけるようにすることが活動目的である。現在、同アソシエーションには、2人のコーディネーターと18人の生産者がおり、生産した農産物を約200人の消費会員に宅配している。

同アソシエーションが受付や業務管理のために利用する事務所と、植物や作業道具の置き場として利用する建物の2棟の建築資金をネフが融資した。ネフの04年のアニ ュアルレポートには、同アソシエーションへの融資は期間138か月、残高は11万8,130ユーロ（約1,650万円）と記載されている。

（注6）1ユーロ140円として計算。以下同じ。

（注7）クレディ・コーペラティブの預金口座分、共同での融資残高等は含まれていない。

（注8）<http://www.lanef.com/>

（2）クレディ・コーペラティブ

a 概況

クレディ・コーペラティブ（協同組合信用金庫）は、1893年に設立された銀行を起源とする協同組合銀行である。当初は、労働者協同組合、消費協同組合のための金融機関という位置付けであり、これらの協同組合への国の貸付を配分する仲介機関としての業務も行っていた。

ところが、1966～67年の銀行改革・自由化により国が中長期ファイナンスからの撤退を始めたために、クレディ・コーペラティブは大きな打撃を受けた。^{（注9）}そこで同行は、70年代以降は労働者協同組合や消費協同組合だけでなく、あらゆる協同組合、共済組合、アソシエーション等のいわゆる社会的経済組織全体に会員の基盤を拡大した。さ

らに84年には、中小企業にも対象を広げた。

クレディ・コーペラティブは、クレディ・アグリコル、貯蓄銀行（99年に協同組合に転換）、クレディ・ミュチュエル、庶民銀行グループに次いで国内の協同組合系の銀行としては5番手であったが、預金、貸出金の国内シェアは1%未満と極めて規模が小さい。BTP銀行を買収するなど、クレディ・コーペラティブ・グループとしての規模拡大を図っていたが、03年に庶民銀行グループに入ることを選択した。クレディ・コーペラティブによれば、庶民銀行に買収されたのではなく、資金運用や事務リスク管理等の経済的なメリットを考慮し、庶民銀行連合会（BFBP）に出資することによって庶民銀行グループの一員となったとのことである。

クレディ・コーペラティブの会員は、協同組合をはじめとする社会的経済組織か中小企業の法人のみであり、個人は会員になることはできない。ただし、個人も議決権のない出資を行ったり、預金やローン商品を利用したりすることは可能である。

04年のデータでは、クレディ・コーペラティブの職員は1,412人、店舗は本店を入れて全国に67店しかいないため、インターネットバンキングサービスを活用している。子会社の銀行等も含めたクレディ・コーペラティブ・グループ全体の預金残高は、55億ユーロ（約7,700億円、前年比17.0%増）、投資信託等預金以外の預かり資産残高は58.4億ユーロ（約8,176億円、12.5%増）、口

ーン残高は46億ユーロ（約6,440億円，同7.4%増）であった。

b 貯蓄商品

クレディ・コーペラティブの特徴は，連帯貯蓄商品を多く扱っていることである。同行は83年にCCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）と協力して「飢餓と発展投信」（FCP Faim et Développement）という商品を販売した。これは，利回りの一部を発展途上国での雇用創出のために寄付する商品であり，こうしたかたちの商品としてはフランスでは初めてのものだった。この商品は，現在も販売されており，05年には95万8,000ユーロ（約1億3,400万円）が寄付された（第2表）。

このほかにも，例えば，リブレ・アジュール（行動のための通帳）という預金口座の利用者は，本来金利として受け取る分の半分を寄付する。寄付する先は，飢餓撲滅運動をする組織，フェアトレードの支援団体，

失業者の支援団体等12の組織のなかから，預金者が選択することができる。リブレ・アジュールの金利水準はリブレA（貯蓄銀行と郵便銀行だけが扱うことができる少額の非課税貯蓄口座）の金利に1%上乗せした水準（05年の場合3.15%）に設定されている。したがって預金者が約1.58%分の金利を寄付することによって，05年には総額66万5,000ユーロ（約9,310万円）の寄付が行われた。

先述のとおり，クレディ・コーペラティブはネフと提携し，ネフの利用者向けの預金口座を提供している。ネフのほかにも，ノール・パ・ド・カレ連帯金庫とも同様の提携を行っている。こうした提携先の顧客向けの商品も含め，同行ではフィナンソルのラベルの認定を受けた12の商品を提供している。05年には，同行の連帯貯蓄商品による寄付総額は約189万ユーロ（約2億6,460万円）となり，前年に比べて約82%増加した。

第2表 クレディ・コーペラティブの連帯貯蓄商品の例

商品名	商品種類	商品の特徴
Livret Agir 行動のための通帳	預金	・金利の50%を寄付 ・寄付の対象を12組織のなかから選択
Codevi Codesol	預金(CODEVI:資金 使途は中小企業向け 融資に限定 非課税)	・金利の50%, 75%, 100%のいずれかを預金者が選択し寄付 ・寄付の対象を8組織のなかから選択
クレディ・コーペラティブ・ネフ通帳	預金	・預金額の90%をNEFに低利で貸付 ・金利をネフの関連アソシエーションに寄付することも可能
FCP Epargne solidaire 連帯貯蓄投信	契約型投信	・利回りの半分を寄付 ・寄付の対象を12組織のなかから選択
SICAV Choix Solidaire 連帯選択投信	会社型投信	・FEBEAのメンバーであるヨーロッパの連帯金融機関に総額の10%程度を投資
FCP Faim et Développement 飢餓と発展投信	契約型投信	・利回りの50%か75%のどちらかを選択して寄付 ・寄付の対象を6組織のなかから選択

資料 FINANSOL, クレディ・コーペラティブのホームページ等を参考に作成

同行でのヒアリングによれば、個人の顧客は、クレディ・コーペラティブの組合員である社会的経済組織への融資に自分の預金が使われることや、金利の一部を様々な組織に寄付することを目的に同行を利用することが多い。寄付の対象となっている組織のなかには、国内での知名度がクレディ・コーペラティブよりも高い組織も多く、その組織を支援するためにクレディ・コーペラティブに口座を開くケースもあるとのことである。ネフやノール・パ・ド・カレ連帯金庫との提携によっても、それらの組合員が預金口座を開設するため、クレディ・コーペラティブにとっても提携のメリットがある。前述のとおり、同行の店舗網は一般の銀行に比べて少なく、利便性はそれほど高いとはいえないが、連帯貯蓄商品を提供していることが特色となり、個人利用者の獲得に貢献しているとみられる。

(注9) モロー (1996) p.217 (訳者あとがき)

(3) FEBEA

連帯ファイナンス機関のヨーロッパ内でのネットワークとしてはINAISEがあるが、^(注10) INAISEが情報交換等を主目的としているのに対し、FEBEAはより実務的である。FEBEAは01年に設立されたアソシエーションで、メンバーはEU加盟国と加盟候補国において社会的・連帯を基盤とする経済分野で資金供給することを目的とする21の金融機関である。ネフ、クレディ・コーペラティブのほか、イタリアの倫理銀行も加盟している。

FEBEAは、メンバー金融機関の融資をカバーする「相互保証基金 (mutual guarantee fund)」の提供、メンバー金融機関への出資を含めヨーロッパ内の連帯的な証券に投資する投資信託商品の開発 (クレディ・コーペラティブが販売するSICAV Choix Solidaire) を行う。

また、FEBEAのメンバー金融機関は、SEFEAという協同組合を設立し、メンバー機関への中長期的な資本、劣後ローンの提供、技術的な支援やトレーニング、コンサルティングサービスを提供している。SEFEAは単にメンバー機関を支援するだけでなく、メンバー機関のこれまでの経験を生かして新しい連帯ファイナンスのイニシアティブを推進すること、さらに、ヨーロッパレベルで社会的なセクターのための投資銀行となり、公的機関との国際的な対話者となることをも目標としている。

(注10) 重頭 (2004) 参照。

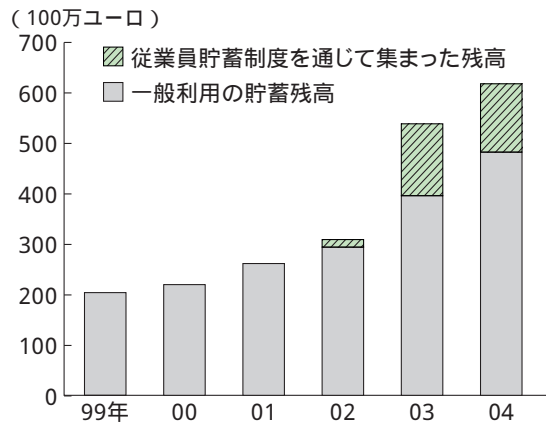
3 連帯ファイナンスをめぐる動き

(1) 利用者数、残高

フィナンソルによれば、04年末の連帯貯蓄ラベル認定商品の利用者数は約13万人と02年末の3倍以上に増加した。また、同貯蓄残高は6億1,300万ユーロ (約858億円) となり、前年比14.4%増加した (第1図)。

集まった資金の融資先は、雇用創出が44%、社会的な住宅の提供が39%、有機農業、環境、文化等に関連する画期的な

第1図 連帯貯蓄商品の残高



資料 FINANSOL "Baromètre des Finances Solidaires" 3^e Edition 2005

連帯プロジェクトが12%， 発展途上国におけるプロジェクトが5 %を占める。具体的には，1万3,500人の雇用，困難な状況にある800家族のための住宅，国内における428の環境や文化に関するプロジェクト，発展途上国の92万1,000件のマイクロクレジットに資金が供給された。^(注11)

連帯ファイナンスに携わる組織がすべてフィナンソルに加盟したり，ラベルの認定を受けているわけではないが，このデータからは，連帯ファイナンスの規模が近年拡大していることが分かる。

(注11) Finansol, Baromètre des Finances Solidaire 3^e Edition, 2005

(2) 従業員貯蓄制度の改正

こうした規模の拡大は，従業員貯蓄制度の改正が影響している。

フランスの従業員貯蓄制度は，民間企業の従業員の52%が利用し，毎年約70億ユーロ^(注12)（約9,800億円）が積み立てられている。原資は，企業の純益をベースとする「財務利益配分」と「実績に応じた利益配分」で

あり，これを従業員にすぐに支払わずに財形貯蓄（PEE）として積み立てると，5年間引き出すことができないかわりに，掛け金への所得税，事業税等の課税が免除される。企業や従業員が上乗せして積み立てることも可能である。この財形貯蓄プランの受け皿として，企業はいくつかのFCPE（企業投資共同基金）を用意するが，一般にこの制度を利用するのは大企業が多く，受け皿となるFCPEも自社の株式に投資するものが多かった。

01年に制定されたファビウス法によって，従来のPEEに加えて，中小企業が制度を利用しやすいように地域ごと業界ごとにFCPEを設立する企業間貯蓄プラン（PEI）と，任意従業員貯蓄労使間プラン（PPESV）^(注13)が新設された。PPESVについては期間が10年まで延長されると同時に，従業員には最低3つの受け皿となる貯蓄プランを提供し，そのうちの1つは連带的なプランとしなければならないことが定められた。連带的なプランとは，ファンドの5～10%を連帯企業（entreprises solidaires）として国が認定した企業に投資するものを指す。連帯企業の要件には，少なくとも雇用者の3分の1が長期の失業者や障害者等就業が困難な人が占めるといったことが挙げられている。フィナンソルのラベルの認定を受けた商品のなかにも，従業員貯蓄制度の受け皿となるFCPEが含まれている。

このような制度改正が行われた背景には，社会的責任投資に対する関心が高まっていることに加えて，フィナンソルがその

会員を代表して提案，交渉したことも影響している。^(注14)04年には，6万1,000人がこの制度を通じて連帯貯蓄ラベル認定商品を利用し，その利用残高は1.3億ユーロ（約182億円）であった。ブルギナによれば，従業員貯蓄制度に関する法改正等は，連帯ファイナンスセクターに対する信頼性を向上させることに貢献しており，^(注15)従業員貯蓄制度を通じた利用だけでなく，それ以外の連帯ファイナンス機関の出資や預金も増加した。

（注12）Lecuyer（2005）p.147

（注13）PPESVはその後の法改正により，PERCOS（退職団体勘定制度）に置き換えられたが，PPESVの基本的な特徴を受け継いでいる。

（注14）Bourguinat（2005）p.11

（注15）Bourguinat（2005）p.16

（3）貯蓄・投資に対する税制優遇

従業員貯蓄制度を通じた利用以外にも，連帯貯蓄商品に適用される税制優遇措置がある。

フランスでは，小規模企業の非上場の株式（出資）への投資には税制優遇措置が設けられているが，03年の法律によりこれがネフ等の連帯ファイナンス機関への出資にも適用されるようになった。1人2万ユーロ（約280万円）までを上限に，最低5年間保有することを条件として，投資総額の25%に対して所得税が減免される。ネフへの出資は，この適用を受けることができる。

また，フランスでは，公益組織や慈善団体等への寄付金の66%に対して，課税所得の20%を限度に税額控除される制度があ

る。ネフの長期預金，クレディ・コーペラティブのCodesolやLivre Agir等，金利の一部を寄付する商品の利用者もその適用を受けることができる。

（4）関心の高まり

フィナンソルがIPSOSという調査会社とともに，パリ近郊で行った調査によれば，^(注16)30%の人は「連帯貯蓄」について聞いたことがあると回答した。01年の調査ではこの割合は13%であり，4年間で割合は倍増した。また，42%の人が金銭的な利益が少なくなっても連帯貯蓄をしてもよいと回答し，前年の36%から6ポイント上昇した。特に，世帯の月間所得が3,000ユーロを上回る人や（58%），若い世代では（50%），この割合が高かった。

ただし，フィナンソルでのヒアリングによれば，若い世代の方が関心は高いが，実際の利用者は資金的なゆとりのある40～50代の人を中心とのことである。フランスの個人貯蓄市場の大きさから考えると連帯貯蓄商品の利用規模はまだ小さいと考えられており，関心を実際の利用につなげることはそれほど容易ではないと考えられる。

（注16）05年9月2～3日にイル・ド・フランス（パリを中心に半径100kmに広がる地域）の18歳以上の934人に電話インタビュー。Finansol, Baromètre des Finances Solidaire 3^e Edition, 2005に掲載。

おわりに

以上みてきたことから，フランスにおけ

る連帯ファイナンスの特徴についてまとめてみたい。

まず、連帯ファイナンスに携わる組織のアソシエーションであるフィナンソルの発揮する役割がある。従業員貯蓄制度の改正の背景には、フィナンソルが会員を代表して働きかけたことが影響しており、連帯ファイナンス機関がネットワークを作り、公的機関との対話者となることの重要性がうかがわれる。また、加盟組織からのデータ収集を行いそれを提示することによって、セクターとしての輪郭を明確にすることが可能になっている。

フィナンソルの役割の一部に含まれるが、一般の金融商品から区別するための連帯貯蓄商品の認定制度があることも大きな特徴である。

さらに、フランスでは新しく銀行免許を取得することが難しいため、連帯ファイナンス機関と既存金融機関等との提携が進んでいることも挙げられる。連帯ファイナンス機関は提携によって、自らの利用者に補完的なサービスや商品を提供することが可能になるが、クレディ・コーペラティブのように提携銀行にとっても連帯ファイナンス機関の利用者を預金者として取り込むことができるといったメリットもある。また、こうした業務上の提携のほか、連帯ファイナンス機関の業務の障害となる銀行法の改正をフランス銀行協会がバックアップして^(注17)おり、金融セクターとしての協力関係も構築されているようである。

近年連帯貯蓄商品の残高が急増している

ことや、個人の関心が高まっていることを考慮すると、フランスにおける連帯ファイナンスの規模は今後さらに拡大すると考えられる。しかし、ラベルの認定制度や従業員貯蓄制度といった制度が整備されることは、規模の拡大に貢献する一方で、連帯ファイナンスの利用者の質の変容につながる可能性もあるのではないだろうか。ヒアリング調査においては、寄付の対象となる組織を支援したいがゆえに連帯ファイナンス機関を利用する人が多いという話が非常に印象的であった。これに対して、従業員貯蓄制度を通じた利用者は資金の供給先について同様の関心を持っているのであろうか。ラベルの認定商品であるから、自分の貯蓄はよいことに使われているはずだとかたちで、当事者意識が希薄化する可能性はないだろうか。もしそうした可能性があるのであれば、こうした制度をきっかけに利用するようになった人に対して、寄付や融資がどのようなプロジェクトを支援するために利用されているかについてよりよく知ってもらうための取組みが非常に重要になろう。

オランダの環境保全型プロジェクトに対する税制優遇措置「グリーン・ファンド・スキーム」についても筆者は同様の指摘をしたが^(注18)、税制優遇措置による連帯ファイナンスの規模の拡大が利用者の質の変容につながるかどうかはまだ明らかではないので、今後の調査課題としていきたい。

(注17) Bouguinat (2005) p.19

(注18) 重頭 (2005) p.13

<参考文献>

- Brown, J. and Thomas, W. (2005) "Ethical Finance: Challenging the mainstream or a marginal alternative?", Working Draft
- Bourguinat, E. (2005), *Opening up the financial sector*, Haut Conseil de la cooperation internationale
- Inspection Generale des Finances (2002), *RAPPORT D'ENQUETE sur la finance socialement responsable et la finance solidaire*
- Tytgat, C. (2004) "L'avenir de la finance solidaire" <http://www.univ-valenciennes.fr/reseau21/enquestions>
- *Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy*. Council of Europe Publishing, 2004, 所収論文
Harrison, J. (2004), "Proposals for legislative initiatives to promote the social solidarity-based economy"
d'Orfeuil, H.R. (2004), "Towards a European solidarity finance system"
Petridis, E. (2004), "Solidarity-based economy: a summary of the legislation of the European Union and the member state of the Council of Europe"

- *Solidarity-based choices in the market-place*. Council of Europe Publishing, 2005. 所収論文
Lecuyer, J. M. (2005) "Adapted fiscal rules for the development of initiatives of the socially responsible economy: the Fabius Act on employee saving schemes (February 2001)"
Vigier, J.P. (2005), "Ethical and socially responsible finance: scale, responses to social cohesion challenges, and difficulties"
- 重頭ユカリ (2004) 「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス」『農林金融』6月号
- 重頭ユカリ (2005) 「オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給」『調査と情報』3月号
- 多賀俊二 (2005) 「NPOバンクの基本問題と協同組織金融機関」『生活協同組合研究』第357号, 10月
- 中川辰洋 (2005) 「ユーロ圏誕生後のフランス銀行セクターの変容」『証券経済研究』第50号, 6月
- 野原博淳 (2002) 「ルノーにおける利益配分システム」『海外労働時報』No.320, 2月
- J・モロー (1996) 石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳『社会的経済とは何か』日本経済評論社

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

